

のである。そうであれば、現在の島津邸で保存するのが最も理想的である。そして防災・防犯のきっちりとした環境で保存していく必要がある。

次に公開のあり方について考えてみたい。先述したように、史料の公開は移管を受けた都城市の責務である。これは史料の貴重さを発信する意味でも重要であろう。史料の貴重さを広く発信することによって、多くの人が史料保存の必要性を認識する機会になるからである。

都城島津家史料の公開については、都城歴史資料館の一室に島津家資料室を設け、そこで一部を展示し、また先述したように寄贈される前の平成十一年度に展示公開を行っている。さらに、寄贈された後に記念展示会を都城歴史資料館と宮崎県総合博物館で行っている。そして、目録作成事業を開始してからは、速報展と言う形で、目録作成が終了したものの一部を美術館において展示公開した。これを期に、市民からは史料の公開の要望が高まっている。しかし、いずれも史料の展示期間は、二週間から三週間と短期間であった。史料は、展示時の搬出入や空気さらされることにより劣化が進行する。特に都城市の展示施設は木造のために温湿度管理や火災に弱いという点からなおさらのこと、そのために展示期間を短期間に限定せざるを得なかったのである。³⁶したがって、史料の劣化を最小限に抑えるためには、展示施設の環境整備が必要となってくる。それは、火災に強く、温湿度管理や防犯システムが徹底したものとなる。また、保存場所と展示場所の一体化も必要である。現在の展示施設には収蔵庫がなく、展示までの移動距離が長い。これも劣化が進行する原因となる。

そして、先述した、伝来された場所で保存するという最近の史料保存のあり方との関係から、史料の展示について考えてみると、展示も保存と同様に伝来された場所で行うのが理想ではないだろうか。つまり、近代以降の文化財である島津邸・庭園と史料とを一体

的に保存・公開し、保存展示施設も邸内に設置すべきではないか。島津邸は昭和十年に陸軍大演習が都城で行われるのに伴って、新たに建築されたもので、その後、昭和二十九年に二階建て部分を増築、昭和天皇が全国植樹祭の際に宿泊するのに伴い、昭和四十七年に改築が施され、現在の形となったものである。いわば、昭和以降の旧領主家・男爵家の生活を知る上で貴重な史料といえるのである。³⁷そして、古文書・古記録類と御道具類、さらに邸宅がともに残されてきた意義はたいへんに大きい。南北朝期以来の領主家の史料が、その家で現在まで保管されてきたということから、史料の由来を現在でもはつきりとつかむことができるのである。史料は伝来した場所に保存し、展示することで、観覧する人はよりいっそう史料やその歴史についての理解を深めることができるだろう。その場合、史料の保存環境の整備を図ることは当然である。

さらに、都城島津家史料の調査が進み、史料保存施設も整備されてくると、新たな関係史料の寄贈や寄託も考えられよう。都城島津家を近世の領主家として位置づけて考えるならば、都城島津家を構成していた家臣の家に残る史料も、都城島津家史料の一部といえるだろう。家臣の家に残る史料が都城島津家に伝来した史料を補完する役割を担うのである。このように考えると、都城島津家の史料について明らかにしていくためには、家臣の家に残る史料を含めて検討する必要がある。

以上のことから、私たちは都城島津家史料の調査を起点として、新たに史料の収集と保存についてしっかりと考え、見定めていく段階に来ているのである。

おわりに

以上、都城島津家伝来の史料の移管に至る経緯と、それに伴う今後の史料保存のあり方について考えてきた。最後に、最近の指定管理者制度の問題に関わる史料館のあり方についての議論を踏まえながら、今後の都城島津家史料の保存・活用のあり方についてまとめ、むすびとしたい。

松本洋幸氏によれば、横浜市ふるさと歴史財団が横浜開港資料館の指定管理者に応募するにあたり、地域資料館としての役割、すなわち地域との密着・連携を重視したという。それは、地域の記憶装置として、そのために郷土史に関心の深い市民団体との連携、その活動拠点としての役割を担うことを目指すもので、現在はそれに取組んでいるのである。さらに、地域振興の貢献のために、まちづくりにおいて歴史的資料の提供等も行っているという³⁸⁾。こうした実践は、史料の保存があつてはじめて可能となることであろう。さらに保存のみならず、それらを地域に活用すること、そして、地域の人たちとの連携がいかに大切であるかということも示している。

これに関連して、都城市では都城島津家から、伝来史料一万点の寄贈を市が受けたことをきっかけに、地域住民の郷土の歴史に対する関心が高まってきている。それは「島津発祥の地」といわれる都城市のまちづくりや情報発信の拠点に、都城島津家史料や邸宅を活用したいという要望としてあらわれた。そして、史料の保存と公開について、市民運動も展開されるようになり、現在、市議会でも議論されているのである。このように地元の貴重な史料を媒介に、地域史研究と地域住民との会話が行われるようになったことは特筆すべきことであろう。今後は、「地域の共有の財産として、市民とともに保存・活用する」という観点が大切になってきているといえるのである。

注

- (1) 主に全国歴史資料保存機関連絡協議会（全史料協）が中心となって議論が深まっている。
- (2) 指定管理者制度とは、二〇〇三年六月一三日に地方自治法が改正、九月二日に施行されたのに伴い、「公の施設」の管理運営の主体を、自治体の出資法人か公共的団体に限つていたものを、民間事業者やNPO法人にも広げた制度のことである。
- (3) これらについては、指定管理者制度の問題点を考えることとともに、指定管理者制度が開始された現状の中で、地域の史料保存機関の本来の役割を再確認するという目的で議論が行われている。最近のその主なものとして、地方史研究協議会シンポジウム「地域博物館・資料館と指定管理者制度」〔『地方史研究』三二二、二〇〇六年六月〕、同「地域博物館の社会的使命と指定管理者制度」〔『地方史研究』三二四、二〇〇六年十二月〕がある。また、九州史学研究会では九州史学創刊五〇周年記念企画のひとつとして、「博物館の現在と未来―指定管理者制度をめぐって―」と題する特集を組んでいる〔『九州史学』一四八、二〇〇七年一〇月〕。
- (4) 都城市史編さん委員会編『都城市史 通史編 近現代』(都城市、二〇〇六年)
- (5) 『稿本都城市史』(都城史談会、一九八九年)。
- (6) 刀坂守信「稿本都城市史の復刻刊行にあたって」〔『稿本都城市史』、都城史談会、一九八九年〕。
- (7) 宮崎県立都城図書館「創立二十週(周)年記念図書館報」(一九三七年)。
- (8) 宮崎県立都城図書館「日誌」一九三四年。
- (9) 刀坂守信「稿本都城市史の復刻刊行にあたって」〔『稿本